

第4章 都市計画

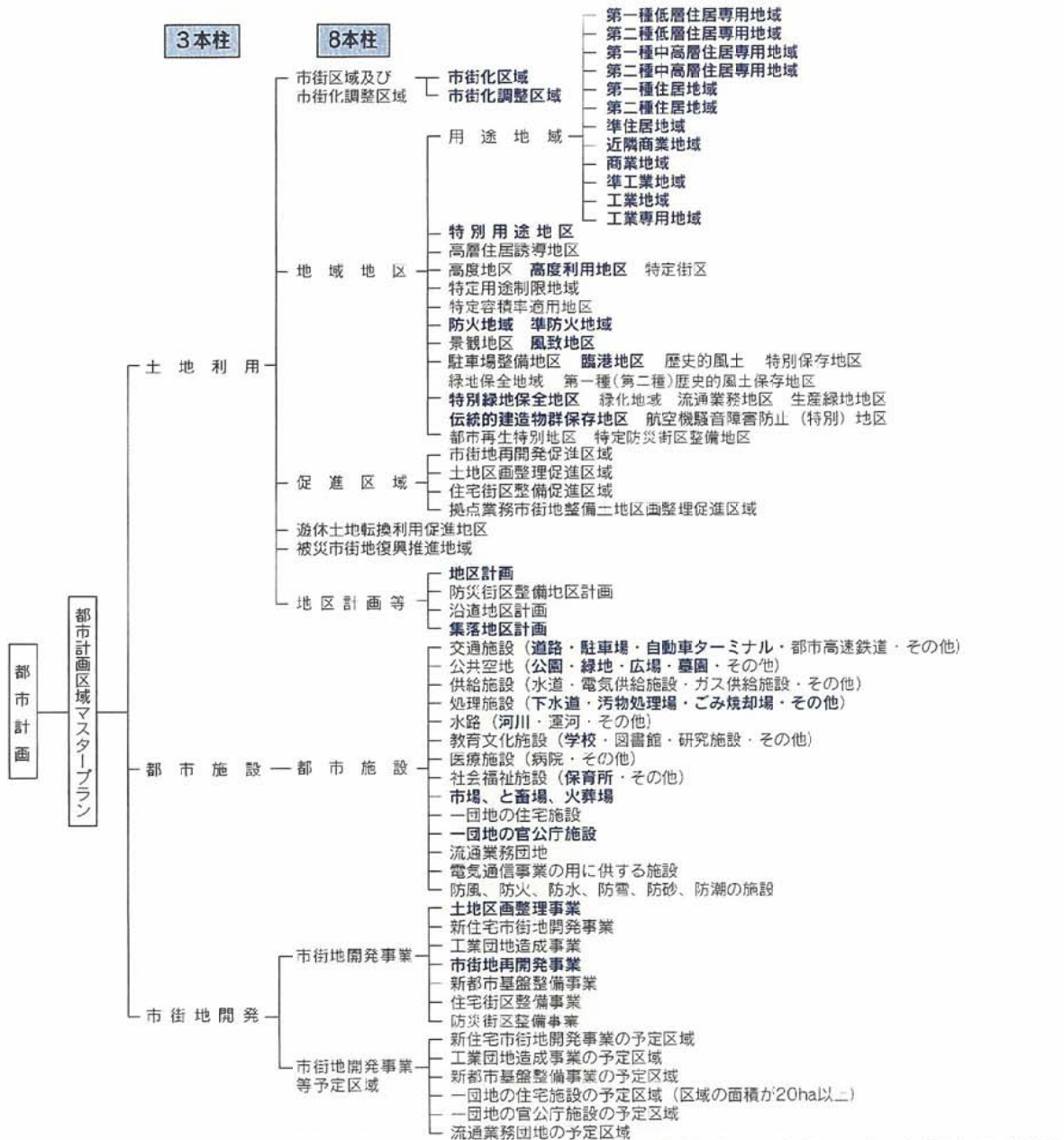
第1節 都市計画の目的・役割

都市計画とは都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成し、人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保することを目的として、土地の合理的な利用を図る計画です。

都市計画の基本法である都市計画法においては、その目的を「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する」としており、この目的は農林漁業との健全な調和を図り、広域的な見地から定められている国土利用基本計画をはじめとする上位計画に適合しつつ、他の法令との連携をもって達成されるものです。

第2節 都市計画の内容

都市計画の内容は、大別すると①土地利用に関すること ②都市施設に関すること ③市街地の一体的な開発、整備を目的とする市街地開発に関すること の3本の柱から成り立っており、さらにそれぞれが細分化され全体で8種類に区分されます。



色字は秋田県において決定しているもの(平成14年4月1日現在)

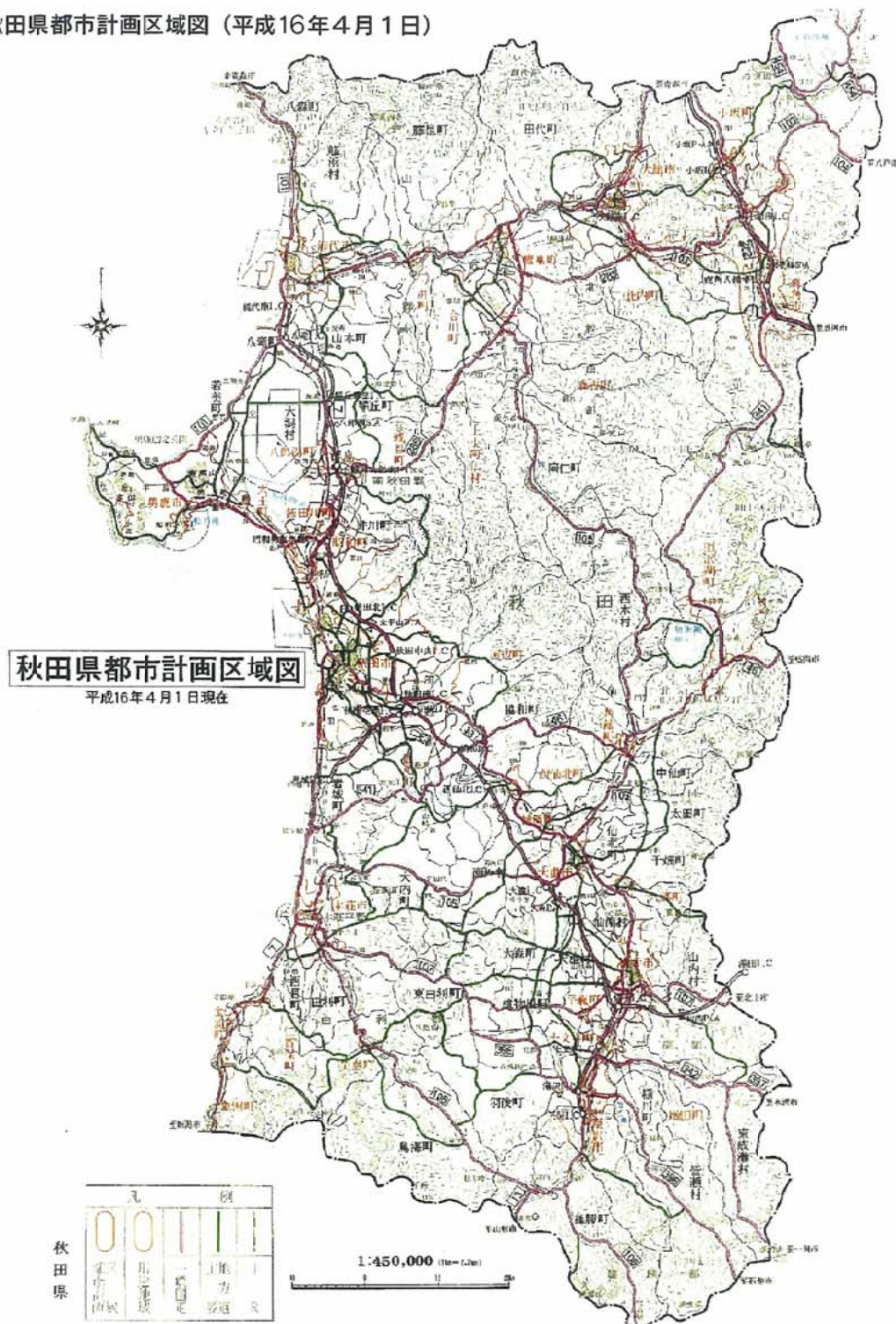
第3節 都市計画区域

都市計画区域とは、都市計画を定めるべき場であり、自然的条件、社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域を指定するものです。

(指定の効果)

法6条の基礎調査により当該都市計画区域の課題を鮮明にし、都市計画法の目的に沿った現実的で実行可能な計画を立てることが可能となるとともに、適正な規制により無秩序な開発を抑制することができます。

◆秋田県都市計画区域図（平成16年4月1日）



◆都市計画区域指定状況

人口:(平成17年4月1日現在)

都市名:(平成17年4月20日現在)

都市計画 区域名	都市名	当初指定 年月日	最終指定 年月日	行政区画		人口集中地区(DID)		都市計画区域		区域率 (%)
				面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	
秋田	秋田市	S 2 3 23	S 58 5 7	90,567	330,621	5,240	265,711	30,987	314,634	34.2
	湯上市	S 26 9 7	S 58 5 7	9,796	36,102			7,218	23,910	73.7
	小計			100,363	366,723	5,240	265,711	38,205	338,544	38.1
河 辺	秋田市	S 50 9 25	S 50 9 25	90,567	330,621			10,450	12,879	11.5
鹿 角	鹿角市	S 9 7 21	S 47 12 14	70,734	38,224	163	5,245	19,000	37,280	26.9
大 館	大館市	S 9 12 14	S 60 12 3	91,370	76,829	717	25,917	11,736	62,963	12.8
比 内	大館市	S 23 7 31	S 60 12 3	91,370	76,829			959	6,479	1.0
能 代	能代市	S 11 5 30	S 50 9 25	24,534	52,792	575	23,118	10,096	48,288	41.2
男 鹿	男鹿市	S 15 5 13	S 56 11 24	24,080	36,258			19,160	28,990	79.6
本 荘	由利本荘市	S 9 12 14	S 59 2 4	120,904	90,820	448	18,804	6,437	39,958	5.3
矢 島	由利本荘市	S 56 11 24	S 56 11 24	120,904	90,820			447	3,695	0.4
西 仙 北	大仙市	S 56 11 24	S 56 11 24	86,668	96,059			1,072	4,294	1.2
大 曲	大仙市	S 10 6 22	H 8 9 10	86,668	96,059	479	17,954	13,666	44,719	15.8
	美郷町	S 44 5 20	H 8 9 10	16,780	23,822			815	5,429	4.9
	小計			103,448	119,881	479	17,954	14,481	50,148	14.0
横 手	横手市	S 12 7 21	S 48 12 22	11,057	39,639	391	15,677	8,040	39,699	72.7
湯 沢	湯沢市	S 24 7 2	S 50 9 25	79,072	56,923	271	12,141	7,780	32,060	9.8
鷹 巣	北秋田市	S 25 6 23	H 13 9 21	115,257	40,789	161	6,437	4,788	17,649	4.2
森 吉	北秋田市	S 24 11 8	H 1 10 27	115,257	40,789			1,009	3,934	0.9
合 川	北秋田市	H 6 8 30	H 6 8 30	115,257	40,789			3,057	5,166	2.7
小 坂	小坂町	S 35 12 24	S 60 12 3	17,800	6,845			1,186	4,411	6.7
二 ツ 井	二ツ井町	S 23 9 20	S 56 11 24	18,140	11,781			963	6,587	5.3
五 城 目	五城目町	S 27 12 24	S 45 12 26	21,494	12,212			1,159	7,020	5.4
八 郎 湯	八郎湯町	S 25 11 10	S 60 12 3	1,703	7,245			1,068	7,245	62.7
仁 賀 保	仁賀保町	S 32 4 17	H 2 8 14	9,851	11,832			654	7,503	6.6
金 浦	金浦町	S 11 5 30	S 44 5 20	1,808	4,981			185	2,770	10.2
象 潟	象潟町	S 14 7 15	H 13 9 21	12,402	12,847	224	7,100	804	8,885	6.5
角 館	角館町	S 25 9 12	S 50 9 25	15,663	14,407			1,253	8,870	8.0
田 沢 湖	田沢湖町	S 31 8 13	S 50 9 25	67,206	12,476			6,680	7,018	9.9
平 鹿	平鹿町	S 38 3 8	S 44 5 20	6,332	14,731			511	3,999	8.1
十 文 字	十文字町	S 26 9 7	S 57 5 4	3,780	14,436			818	8,548	21.6
増 田	増田町	S 28 6 11	S 44 5 20	7,421	8,781			434	5,468	5.8
上小阿仁	上小阿仁村	S 39 7 23	S 39 7 23	25,682	3,227			90	1,003	0.4
計(A)	11市13町1村			950,101	1,054,679	8,669	398,104	172,522	811,353	18.2
県計(B)	11市22町7村			1,161,311	1,164,389	8,669	398,104	1,161,311	1,164,389	
県対比 (A/B)	(単位%)			81.8	90.6	100.0	100.0	14.9	69.7	

注1 都市計画区域を有する市町村の行政区画及び都市計画区域の人口は住民基本台帳による人口である。

注2 人口集中地区(D. I. D.)は平成12年国勢調査による。

注3 行政区画面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」及び自治省、全国市町村要覧による。

第4節 土地利用計画

1 市街化区域及び市街化調整区域

無秩序な市街化の拡大（スプロール）を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分（「線引き」制度）するものです。その概要は、

- ・市街化区域：既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
- ・市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域

秋田県においては下表にあるとおり、秋田都市計画区域（秋田市（旧秋田市）、潟上市（旧昭和町、旧飯田川町、旧天王町）でのみ定められています。

（指定の効果）

より細かな規制、誘導が可能となり、適切な市街地の形成及び抑制が図られることになります。

◆市街化区域及び市街化調整区域（平成16年4月30日、秋田県告示第405号）

	都 市 名	面 積 (ha)			人口フレーム (千人)			生 産 規 模 (億円)		就 業 者 数 (千人)	
		都市計画 区 域	市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域	都市計画 区 域	市街地内	保 留				
秋田都市計画区域	秋 田 市	30,987	7,413	23,574	367.1	324.0	11.7	製 造 業 出荷額等	7,307	1次産業	4
	昭 和 町	4,065	189	3,876						2次 "	41
	飯田川町	1,580	120	1,460				卸小売業 出荷額等	24,324	3次 "	131
	天 王 町	1,573	374	1,199							
	合 計	38,205	8,096	30,109				計	31,631	計	176

※人口フレーム、生産規模、就業者数の目標年次は平成17年

2 地域地区

地域地区は土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進し、災害、公害を予防する等良好な都市環境を確保すべく、主として建築物の利用目的及び形態に制限を加え、土地の合理的かつ適正な利用を図ろうとするものです。

(1) 用途地域

用途地域は地域地区の中で最も基本となる都市計画であり、住居、商業、工業、その他の用途を適正に配置することにより、都市機能を向上させるとともに、良好な都市環境を維持、改善することを目的として定めるものです。

（指定の効果）

建築基準法により、建築物の用途、形態等についての規制がなされます。

(2) その他

秋田県においては上記の用途地域の他に地域地区として、能代市の特別用途地区（特別工業地区）や秋田市の高度利用地区、各所の防火地域、風致地区、臨港地区、角館町の伝統的建造物群保存地区などが地域地区として定められています。

◆用途地域指定状況（単位：ha）

（平成17年4月12日現在）

都市計画 区域名	都市名	用 途 地 域													指 定 年 月 日 計 及 告 示 番 号
		第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 居住 地域	第二種 居住 地域	準住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	工業 地域	工業 専用地域	農業 地域		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		
秋 田	秋田市	2,121	13	710	465	1,433	64	5.8	351	390	796	250	794	7,413	H17.4.12 市告133号
	湯上市	119	2.5	79	69	255	8.9		32		119			684	H10.9.22 県告示616号
	計	2,240	16	789	534	1,688	93	5.8	383	390	915	250	794	8,097	
河 辺	秋田市	6.6				38	4.5		4.8		24		58	136	H10.10.1 町告65号
鹿 角	鹿角市	145	7.2	10		436	11		63	103	110			885	H14.12.10 市告50号
大 館	大館市	120		243	30	417	18		53	66	90	32		1,089	H11.9.21 市告38号
		8.0				135		5.0	10		17			175	H 8.4.1 町告25号
能 代	能代市	170		214	79	491	172		126	135	242	399		2,028	H15.8.14 市告54号
男 鹿	男鹿市	94		108	47	231	40	4.0	73	32	136	30	165	960	H15.8.27 市告35号
本 荘	由利本荘市	124	36	66	123	296	140	12.0	37	71	91	96		1,092	H 8.4.1 市告11号
矢 島															
西仙北	大仙市	7.2	36		13	76		5.9	5.9	24	9.4			156	H 7.12.22 町告41号
大 曲	大仙市	83		104	50	267	11		67	57	113	15		767	H14.12.2 市告43号
	美郷町	19		15	56	75			8.5	13	24			211	H 7.12.12 町告24号
	計	102		119	106	342	11		76	70	137	15		978	
横 手	横手市	226	4.7	160	53	166	97		100	90	170	17	119	1,203	H14.12.25 市告64号
湯 沢	湯沢市	10		68	4.2	347	40		93	46	87	21		716	H16.11.1 市告26号
鹿 角 森 吉 各 川		76		36		162	19		19	28	30			370	H 9.9.1 町告49号
	北秋田市														
小 坂	小坂町	8.8		19		58	28		14		9.6	53		190	H 8.1.1 町告28号
二 ツ 井	二ツ井町			9.7		117	17		12	12	30			198	H7.12.15 町告71号
五 城 目	五城目町	125				115			22	26	75	22		385	H15.2.4 町告1号
八 郎 潟	八郎潟町	6.3	18			55			14		8.5			102	H7.12.25 町告15号
仁 賀 保	仁賀保町	7.6		25	5.4	136		21	5.8	8.2	31	54		294	H11.8.10 町告52号
金 浦	金浦町			25		38	1.0		15	2.8	11			93	H 8.1.4 町告1号
象 潟	象潟町			41		111			17	12	95	55		331	H 7.12.1 町告32号
角 館	角館町	33	31	27	17	125	20		10	28	52			343	H 8.4.1 町告12号
田 沢 湖	田沢湖町	39		26	16	91			19	8.0	40			239	H 8.12.16 町告42号
平 鹿	平鹿町			20		67			15		31			133	H 7.7.21 町告42号
十 文 字	十文字町	8.0		40		177	21		14	8.0	81			349	H 7.10.18 町告19号
増 田	増田町														
上小阿仁	上小阿仁村														
合計		3,557	148	2,046	1,027	5,915	732	54	1,201	1,158	2,523	1,044	1,136	20,541	

3 地区計画等

地区計画等は住民の生活に身近な空間を対象とした地区レベルでのまちづくりの要請に応え、地区を単位として、道路、公園等の配置や建築物に関する制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画です。

平成12年度の法改正により、地区計画等に関して、住民からの案の申し出の方法を条例で定めることができるようになりました。今後、地区計画等を積極的に活用して地区の実情に即し、地域住民に密着したまちづくりを推進していきます。



都市計画道路

◆地区計画

都市計画区域		名称	位置	面積	計画決定年月日	都市計画区域		名称	位置	面積	計画決定年月日
区域名	都市名					区域名	都市名				
秋田	秋田市	通町地区計画	秋田市大町一丁目及び保戸野通町地内	約 5.3ha	H5.2.18 秋田市告示第 18 号	秋田	秋田市	外旭川小谷地区計画	秋田市外旭川小谷地他	約 14.3ha	H11.4.1 秋田市告示第 69 号
秋田	秋田市	新都市老人福祉総合エリア地区計画	秋田市四ツ小屋小阿地字下堤	約 27.5ha	H6.2.10 秋田市告示第 19 号	秋田	湯上市	街道下地区計画	湯上市昭和久保字街道下の一部他	約 26.7ha	H12.11.10 昭和町告示第 52 号
秋田	秋田市	泉ハイタウン地区計画	秋田市泉字菅野及び外旭川字水口地内 他	約 16.1ha	H7.12.12 秋田市告示第 139 号	秋田	湯上市	豊川電毛地区計画	湯上市昭和豊川電毛字坂の下の一部他	約 5.0ha	H10.9.22 昭和町告示第 27 号
秋田	秋田市	山手台地区計画	秋田市山手台一丁目、二丁目	約 31.1ha	H15.8.22 秋田市告示第 237 号	秋田	湯上市	阿弥陀堂地区計画	湯上市昭和久保字阿弥陀堂の一部他	約 6.2ha	H10.9.22 昭和町告示第 27 号
秋田	秋田市	下新城中野地区計画	秋田市下新城中野字街道西地内	約 21.5ha	H15.8.22 秋田市告示第 241 号	横手	横手市	羽黒町・上内町地区計画	横手市羽黒町の一部及び上内町の一部	約 13.6ha	S62.4.7 横手市告示第 7 号
秋田	秋田市	広面谷内佐渡地区計画	秋田市広面谷内佐渡、柳田字川崎 他	約 12.9ha	H16.3.12 秋田市告示第 41 号	横手	横手市	朝日ヶ丘地区計画	横手市朝日が丘二丁目の一部	約 1.0ha	S63.7.23 横手市告示第 15 号
秋田	秋田市	横山石塚谷地地区計画	秋田市横山石塚谷地及び上北手荒巻字鳥越地内	約 16.4ha	H10.9.22 秋田市告示第 175 号	鹿角	鹿角市	花輪地区計画	鹿角市花輪字下花輪八正寺 他	約 10.6ha	H11.8.17 鹿角市告示第 30 号
秋田	秋田市	仁井田福島地区計画	秋田市仁井田福島二丁目、仁井田字福島 他	約 11.8ha	H15.8.22 秋田市告示第 240 号	鹿角	鹿角市	花輪高井田地区計画	鹿角市花輪字高井田	約 5.6ha	H11.8.17 鹿角市告示第 31 号
秋田	秋田市	桜台地区計画	秋田市桜三丁目、下北手桜字小堤沢 他	約 46.1ha	H15.8.22 秋田市告示第 238 号	湯沢	湯沢市	大町地区計画	湯沢市大町一丁目、大町二丁目地内	約 3.7ha	H12.3.30 湯沢市告示第 11 号
秋田	秋田市	仁井田本町地区計画	秋田市仁井田本町五丁目及び六丁目地内	約 15.0ha	H13.2.7 秋田市告示第 18 号	小坂	小坂町	古館地区計画	小坂町小坂山字古館 他	約 4.6ha	H10.4.1 小坂町告示第 12 号
秋田	秋田市	下浜桂根地区計画	秋田市下浜桂根字浜添 他	約 27.9ha	H10.9.22 秋田市告示第 179 号	田沢湖	田沢町	田沢湖駅前地区計画	田沢町生保内字男坂 他	約 4.3ha	H10.6.19 田沢町告示第 28 号
秋田	秋田市	下浜羽川地区計画	秋田市下浜羽川字下野地内	約 1.1ha	H10.9.22 秋田市告示第 180 号	計		23 地区		約 328.3ha	

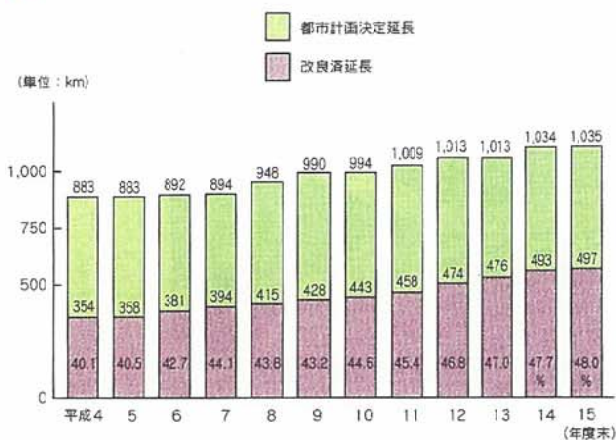
※計画決定年月日は最終決定年月日を示す。

◆集落地区計画

都市計画区域		名称	位置	面積	計画決定年月日
区域名	都市名				
秋田	湯上市	南きたの地区集落地区計画	湯上市北野地域の一部	約 64.7ha	H10.3.3 昭和町告示第 6 号
計			1 地区	約 64.7ha	

第5節 都市基盤整備

◆街路整備状況の推移（秋田県）



1 街路事業の概要

街路は、都市における安全かつ円滑な交通を確保するとともに、都市の骨格となって健全な市街地の形成に寄与する都市内道路です。

また、災害時における避難路や火災を遮断する空間として都市防災上の役割を果たし、上下水道・電力・通信・ガス等のライフラインの収容を図るなど多面的な機能を持ち、安全・快適な都市生活の実現には欠かせない施設です。

秋田県の都市計画道路（道路事業含）の整備率は平成16年4月1日現在で48.2%（全国53.2%）と全国水準より低いことから、今後より一層の整備促進を図る必要があります。

○街路事業一覧（県施行）

都市計画区域		都市計画道路名（工区名）	延長（m）	幅員（m）	事業期間（予定）
区域名	都市名				
秋 田	秋 田 市	秋田中央道路	2,550	9.75	H 9 ～ H19
	秋 田 市	横山金足線（飯島北）	2,325	24	H10 ～ H19
	秋 田 市	川尻広面線（寺町）	344	25	H 6 ～ H19
	秋 田 市	千秋広面線（手形）	540	25.0～35.0	H 8 ～ H22
	秋 田 市	新屋土崎線（山王）	980	22.2～30.0	H15 ～ H19
	秋 田 市	秋田駅東中央線	605	31.5	H15 ～ H19
鹿 角	鹿 角 市	花輪通線外1線	336	16	H11 ～ H17
本 荘	由利本荘市	停車場栄町線	112	18	H11 ～ H19
角 館	角 館 町	横町線	170	16	H14 ～ H18
田 沢 湖	田沢湖町	駅前宮ノ前線	144	16	H12 ～ H18

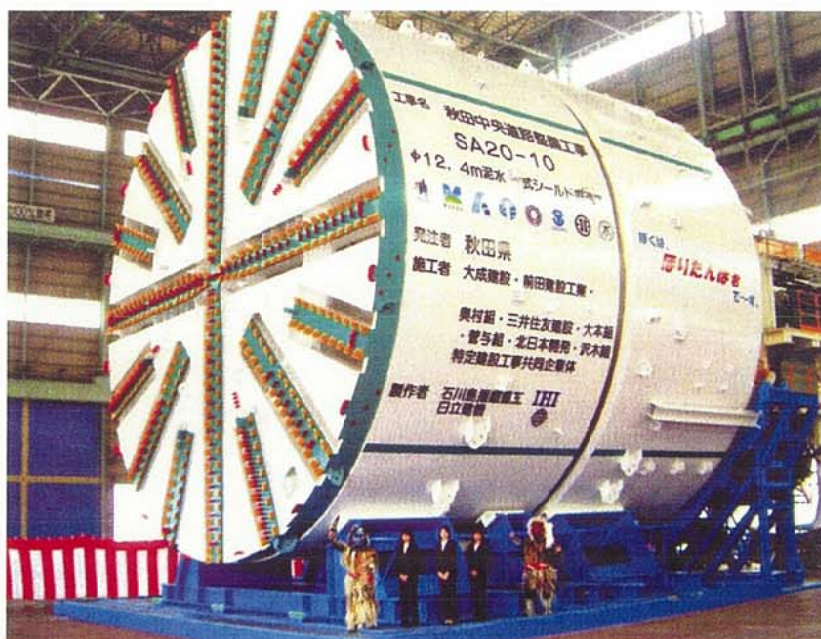
秋田中央道路 計画諸元

事業区間 秋田市旭北錦町～秋田市手形字中谷地
構造規格 第2種2級（自動車専用道路）
設計速度 60km/h
延長・幅員 L=2.55km
W=9.75m

平成17年4月1日現在 10路線10工区

経 緯

平成9年12月	都市計画決定（開削工法）
平成12年2月	都市計画変更（シールド工法）
平成12年6月	事業認可
平成15年11月	都市計画変更（換気所・避難口の追加）
平成15年12月	変更認可
平成17年3月	シールド掘進開始



秋田中央道路シールドマシン



横山金足線 濁川工区（秋田市）



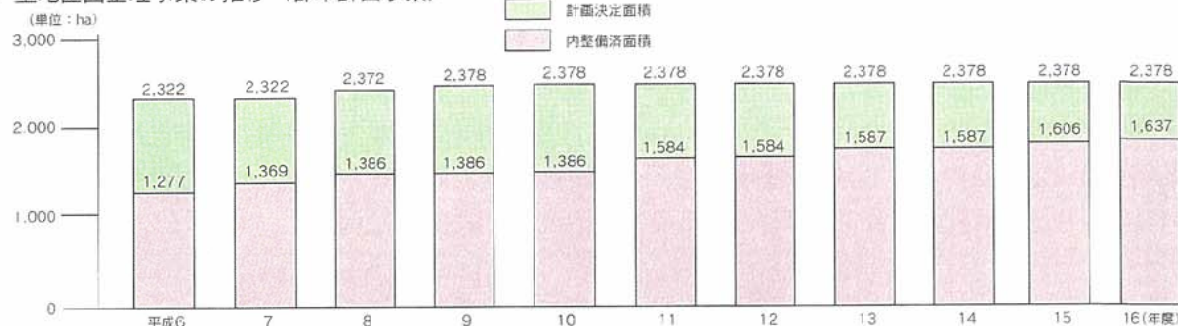
横手環状線（横手市）

2 土地区画整理事業の概要

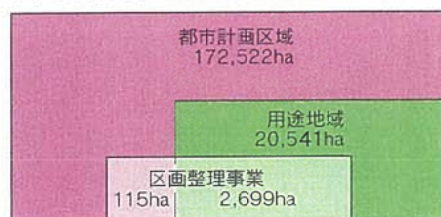
住宅等が密集している既成市街地では、公共施設が未整備なことによる交通事故の多発、渋滞の蔓延、火災時における消防活動の阻害及び無秩序な市街化による居住環境の悪化等を招いている。このため、道路、公園、排水施設等の公共施設を総合的に整備し、防災性の向上、交通問題の解消及び都市機能の確保を図り、うるおいと活力あるまちづくりのため「土地区画整理事業」を推進しています。

◆土地区画整理事業の実績

(1) 土地区画整理事業の推移（都市計画事業）



(2) 土地区画整理事業実施面積（全体）



(3) 土地区画整理事業実施面積（線引き区域）



(1) は都市計画事業として実施された土地区画整理事業の推移である。

(2) は県内の土地区画整理事業実施総面積である。

(3) は市街化及び市街化調整区域（線引き）における土地区画整理事業実施面積である。

3 まちづくり交付金の概要

まちづくり交付金は、地域の特性を活かした個性あるまちづくりを実施し、都市の再生を推進することにより、地域住民の生活向上と地域経済・社会の活性化を目的とする制度であり、平成16年度に創設されています。交付対象は、市町村が作成する都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な施設整備等であり、都市計画区域が指定されていない市町村での事業も可能です。県内ではこれまで秋田市、角館町等10地区で計画が採択され、事業を推進しています。



ポケットパーク（角館駅周辺地区）



朝市開催状況

第6節 都市景観の形成

身近なまちづくり支援街路事業

武家屋敷の面影を今に残し伝統的建造物群保存地区に選定されている角館町の武家屋敷通りには、年間多数の観光客が訪れています。このため県及び町では、歴史的環境の保全と地域住民の居住環境の改善を目的に、武家屋敷通線を歩行者優先道路として復元し、その代替路となる岩瀬北野線及び横町線を歴史的景観に配慮しながら整備する事業を実施しています。



横町線

第7節 都市公園

1 都市公園整備の現況

都市公園は、緑豊かで安全・快適な都市環境の整備、スポーツ・レクリエーションの場の提供及び災害時の避難場所確保などを目的として、都市公園法に基づいて設置される公園または緑地です。

秋田県における都市公園はこれまで11市13町1村で整備を進めてきており、平成16年度末までに528箇所、面積1,396haの公園及び緑地が開設され、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は17.2㎡となっています。平成17年度も地域住民の多様なニーズへの対応と、やすらぎとうるおいのあるオープンスペース確保のため、平成22年度末の一人当たり公園面積20㎡を目標に都市公園の整備を促進します。

また、都市計画区域が指定されていない町村で設置される特定地区公園（カントリーパーク）については、平成16年度末までに15町村において294.7haの公園が開設されていますが、さらに整備を進め、農山漁村地域の生活環境の向上を図ります。

公園、緑地の都市計画決定状況

平成17年3月31日現在

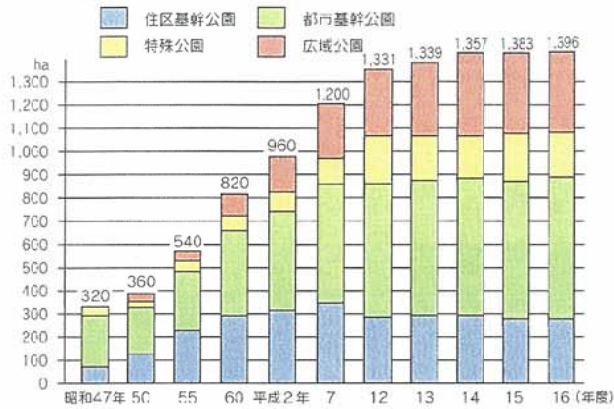
公園種別	箇所数	面積(ha)
街区公園	433	107.23
近隣公園	37	82.47
地区公園	21	145.60
総合公園	24	1,009.10
運動公園	9	226.30
風致公園	3	235.50
歴史公園	2	39.70
広域公園	3	966.50
緑地	17	1,346.19
墓園	11	190.70
広場	1	0.08
合計	561	4,348.88

都市公園の開設状況

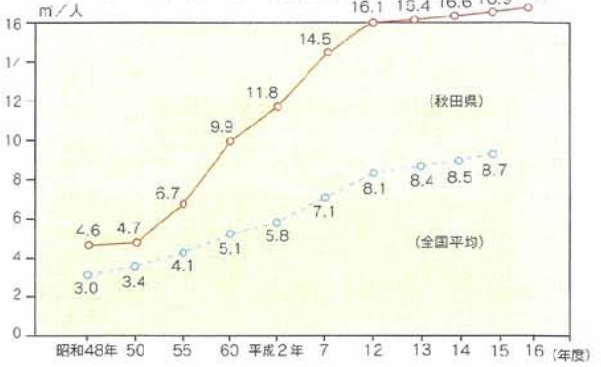
平成17年3月31日現在

公園種別	箇所数	面積(ha)
街区公園	376	87.22
近隣公園	32	67.83
地区公園	27	111.42
総合公園	24	481.13
運動公園	6	112.83
風致公園	0	0
歴史公園	2	23.84
広域公園	3	289.90
緑地	33	159.55
墓園	11	54.54
広場	11	4.85
緑道	3	3.13
合計	528	1,396.24

◆公園別面積推移



◆1人当たり公園面積



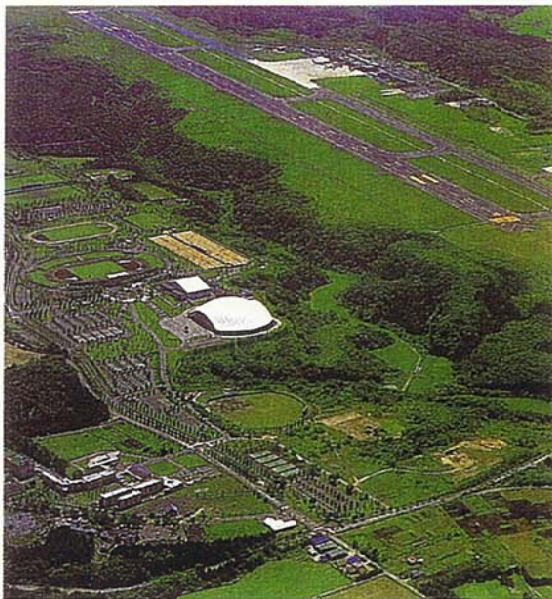
県立都市公園の施設概要

平成17年3月31日現在

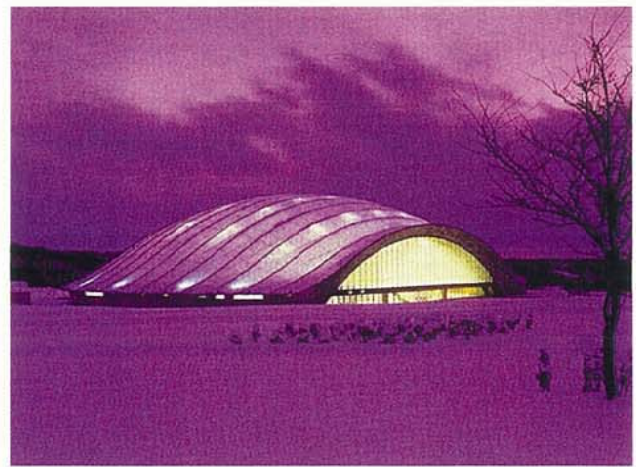
公園名	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	主な施設内容
小泉潟公園	170.0	63.7	日本庭園(水心苑)、菖蒲園、噴水カスケード広場、グリーンスロープ、健康広場、テニスコート、管理事務所
県立中央公園	583.8	132.6	桜広場、つつじ園、展望台、陸上競技場、球技場、野球場、トレーニングセンター(公園事務所)、あきたスカイドーム、若人の丘、フィールドアスレチック、ファミリーキャンプ場、サイクリングコース、テニスコート、投てき場、アーチェリー場、補助陸上競技場、運動広場、野球広場、マウンテンゴルフ場、パークゴルフ場
北欧の杜公園	212.7	93.6	芝生広場、イベント広場、休憩所、野鳥観察舎、記念広場、野外ステージ、パークセンター(公園事務所)、オートキャンプ場、わんぱく広場、犬の冒険広場、なべっこ広場、パークゴルフ場、テニスコート

2 県立中央公園

秋田市中心部から南東約15kmの雄和椿川地内に位置し、秋田空港を取り囲むように連なる丘陵地や広大な草原を有効に利用し、大規模なスポーツ大会から県民の多様なレクリエーション需要に対応し県民がいつでも気軽に利用できる広域的、多目的な公園です。平成19年「秋田わか杉国体」開催に向けて平成13年度から陸上競技場、庭球場等の再整備を行っています。



総合運動場 (スポーツゾーン)



あきたスカイドーム

3 北欧の杜公園

秋田市と十和田湖のほぼ中間にある北秋田市大野台地内に位置し、北欧の牧歌的雰囲気をいかして県北地方の広域的な余暇活動の場および国際交流の場を提供し、実践することをテーマに整備が進められております。

公園の総合的な利用と管理の拠点となるパークセンター、オートキャンプ場、わんぱく広場、なべっこ広場、テニスコート・パークゴルフ場等が完成しております。



北欧の杜公園



県民歩くスキースキーの集い

4 市町村都市公園の整備

(1) 市町村都市公園

①平成19年国体の開催に向けて、大曲市総合公園（大仙市）など9市町11公園の整備をします。

②快適な生活環境を創出するとともに、大震災火災時には近隣住民の避難地として防災公園を千秋公園（秋田市）などで整備をします。



本荘公園（由利本荘市）

(2) 特定地区公園（カントリーパーク）

住民の文化、スポーツ面で都市的な施設に対する要求に応えるとともに、地域に密着した公園として千畑カントリーパーク（美郷町）などで整備をします。



千畑カントリーパーク（美郷町）

(3) 都市緑化

市町村が策定する「緑の基本計画」に基づき、まちの顔となるような緑化重点地区として、山王官公庁周辺地区を整備します。

第8節 各種許可・規制

1 開発許可等の状況

(1) 開発行為許可状況（変更許可を含む）

※（ ）内は、外数で秋田市分

年度	市 街 化 区 域		市街化調整区域		非 緑 引 区 域		都市計画区域外		計	
	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
平成12	2 (34)	3.8 ha (24.2)	4 (4)	11.5 ha (1.9)	49	86.5 ha	—	— ha	55 (38)	101.8 ha (26.1)
13	4 (31)	1.0 (23.3)	4 (7)	0.5 (1.4)	43	82.4	2	3.3	53 (38)	87.2 (24.7)
14	2 (23)	2.5 (8.3)	2 (5)	2.9 (0.5)	42	52.8	4	12.3	50 (28)	70.5 (8.8)
15	4 (38)	2.8 (10.7)	2 (6)	1.0 (6.3)	42	37.0	4	20.6	46 (44)	61.4 (17.0)
16	5 (29)	1.6 (15.5)	1 (3)	0.4 (6.6)	47	57.5	—	—	53 (32)	59.5 (22.1)

※平成12年改正都市計画法の施行（平成13年5月18日）により、都市計画区域外において行われる1ha以上の開発行為については、許可を要することとなった。

(2) 優良宅地造成認定状況（県分のみ）

年 度	件 数	面 積
平成12	12	3.3 ha
13	7	1.8
14	2	0.3
15	1	0.2
16	—	—

2 風致地区内の地区造成等の行為の許可状況（秋田市分含む）

年 度	件 数	備 考
平成12	84	秋田市 82 金浦町 2
13	108	秋田市 106 金浦町 2
14	87	秋田市 87
15	84	秋田市 80 由利本荘市 3 湯沢市 1
16	89	秋田市 88 金浦町 1

3 屋外広告物許可状況（秋田市分含む）

年 度	許可件数
平成12	3,195
13	723
14	871
15	1,902
16	864

※平成15年度は、許可期間更新の時期であったため大幅な増加となった。